

幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用手続き

幼稚園（新制度移行）や認定こども園教育部分（以下「幼稚園等」とする）を利用される際の手続きの流れについては、以下のとおりです。

(1) 保護者が幼稚園等へ直接利用を申し込み、幼稚園等が内定を出します。



(2) 保護者が幼稚園等から教育・保育給付認定申請書等を受け取ります。
施設の利用希望の状況により、受け取る書類が異なります。

施設の利用希望	提出書類名
① 幼稚園等のみ入園希望の場合	教育・保育給付認定申請書
② 保育施設にも併願している場合	保育施設利用申込みに係る届出書



(3) 保護者が教育・保育給付認定申請書等を記入し、以下の必要書類を添付して幼稚園等へ提出します。

- ① 個人番号（マイナンバー）申告書…全員が対象です。のり付けして提出してください。
- ② 祖父母の状況および別居かつ生計同一の兄弟姉妹の有無について…全員が対象です。
- ③ その他、教育・保育給付認定申請書等の案内に該当する場合、状況に応じた書類を提出してください。



(4) 市が発行した教育・保育給付認定に係る通知を幼稚園等から保護者が受け取り、幼稚園等から重要事項について説明を受け、同意した上で利用の契約を結びます。



(5) 利用契約後、対象者には特定教育・保育施設等の利用に係る副食費免除決定通知書が市から届きます。

幼稚園等には市から免除対象者をお知らせします。

- ※ 並行して保育施設の利用申込みをしている方については、教育・保育給付認定に係る通知の交付等について上記の流れと異なる点があります。
- ※ 教育・保育給付認定申請後に以下のような変更が生じた場合、教育・保育給付認定申請内容及び副食費免除の対象可否に影響が出る場合があるため、幼稚園等に相談していただき、所定の書類を提出してください。
 - ・児童と同居する世帯員の変更（離婚、結婚等の理由による）
 - ・住所の変更があった場合
 - ・税額（市民税所得割額）に変更があった場合

【事務の流れ予定】

時期	事務
10月から12月頃 ※施設により異なりますので必ずご確認ください。	幼稚園等において入園願書受付
	幼稚園等が次年度入園の内定決定
	幼稚園等から保護者へ教育・保育給付認定申請書を配付
	教育・保育給付認定申請書を保護者が幼稚園等へ提出
1月中旬頃	幼稚園等が教育・保育給付認定申請書を取りまとめ、幼稚園等がある区の支援課へ提出
2月中旬頃	支援課から教育・保育給付認定に係る通知を幼稚園等へまとめて送付
2月下旬頃	幼稚園等で保護者へ教育・保育給付認定に係る通知を配付し、重要事項を説明の上、利用契約を締結
3月上旬頃	幼稚園等から支援課へ利用契約者一覧を送付
3月下旬頃	支援課から副食費の免除対象有無を幼稚園等及び利用者（対象者のみ）へ通知

【1号認定の利用者負担額】

令和元年10月より、幼児教育・保育無償化が開始されており、基本的な利用者負担額は無償となります。通園送迎費、給食費、行事費等はこれまでと同様に保護者負担となります。

○給食費（主食費及び副食費）の取扱いについて

これまでどおり保護者の皆様の負担となります。ただし、以下の条件に該当する児童については、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。対象者には、3月下旬頃に各区支援課より通知いたします。

副食費免除の条件
①世帯の市民税所得割額の合計が77,101円未満
②小学3年生以下の2人以上の兄弟が小学校・保育園等に在籍している、第3子以降の児童 ※「保育園等に在籍」とは、認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・企業主導型保育施設に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を利用している場合を指します。 ※上記の保育園等のうち、認可保育所・新制度に移行している幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所以外に在籍の場合、預け先の在園証明書（R6.4.1以降発行）を区支援課へ提出してください。

○預かり保育等を利用する予定のある方

共働き等で保育を必要とする世帯は、幼稚園の預かり保育又は認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となる場合があります。無償化の対象となるには、別途、施設等利用給付認定の申請が必要になります。詳しくは各幼稚園等又は幼児・放課後児童課幼児支援係までお問い合わせください。

（さいたま市幼児・放課後児童課幼児支援係）TEL 048-829-1885 FAX 048-829-2516

【さいたま市 お問い合わせ先】

西区役所	支援課児童福祉係	048(620)2661	北区役所	支援課児童福祉係	048(669)6061
大宮区役所	支援課児童福祉係	048(646)3061	見沼区役所	支援課児童福祉係	048(681)6061
中央区役所	支援課児童福祉係	048(840)6061	桜区役所	支援課児童福祉係	048(856)6171
浦和区役所	支援課児童福祉係	048(829)6139	南区役所	支援課児童福祉係	048(844)7171
緑区役所	支援課児童福祉係	048(712)1171	岩槻区役所	支援課児童福祉係	048(790)0162

※預かり保育の無償化に関するお問い合わせは、さいたま市幼児・放課後児童課幼児支援係までお問い合わせください。